

地域医療構想における有床診療所の具体的対応方針について

1 地域医療構想とは

急速な少子高齢化が進む中、医療介護需要の増大と疾病構造の変化が予測され、限られた医療資源を効率的かつ効果的に活用することや医療と介護の連携を図るため、患者のニーズに応じ、高度急性期から急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される医療体制の確保を目指すもの。

2 これまでの主な経緯

- 平成 28 年 3 月に岩手県地域医療構想を策定。
- 平成 30 年 8 月、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年度（2025 年度）の病床機能ごとの必要病床数と病床機能報告とを比較するとともに、各病院から提出された「地域医療構想実現に向けた取組シート」をもとに、両磐構想区域における具体的対応方針（病院のみ）を策定。
- 以降、毎年度、法令に基づき両磐構想区域における地域医療構想調整会議（この懇談会が該当）で、地域医療構想の進捗状況について報告・協議しているもの。

3 有床診療所における具体的対応方針の策定について

（1）根拠

「地域医療構想の進め方について」（令和 4 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 6 号厚生労働省医政局長通知）により、民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされたことを受け、両磐保健医療圏の有床診療所等においても新たに具体的対応方針を策定することとされたもの。

※現行の地域医療構想に係る病院の具体的対応方針は策定済み。

（2）策定する内容

ア 令和 7 年度（2025 年度）を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割

<ul style="list-style-type: none"> ・ 各有床診療所が担う意向のある医療機能（5 疾病 6 事業の区分で記載） 	
<p>※5 疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がん ・ 脳卒中 ・ 心血管疾患 ・ 糖尿病 ・ 精神疾患（認知症） 	<p>※6 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療 ・ 小児医療 ・ 救急医療 ・ 災害時医療 ・ へき地医療 ・ 新興感染症などの感染拡大時における医療
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の医療機関との機能連携（任意記載） 	

イ 令和 7 年度（2025 年度）に持つべき医療機関ごとの病床数（既に報告済）

(3) 該当する有床診療所

名称	住所
医療法人清和会 岩手クリニック一関	一関市中里字在家 65
医療法人 コスモスレディースクリニック	一関市田村町 5-56
医療法人三秋会 一関中央クリニック	一関市中央町 2-4-2
医療法人純裕会 齊藤産婦人科医院	一関市中央町 2-9-20
くわしま眼科クリニック	一関市山目字中野 55-1
医療法人慈融会 二宮眼科クリニック	一関市田村町 2-5

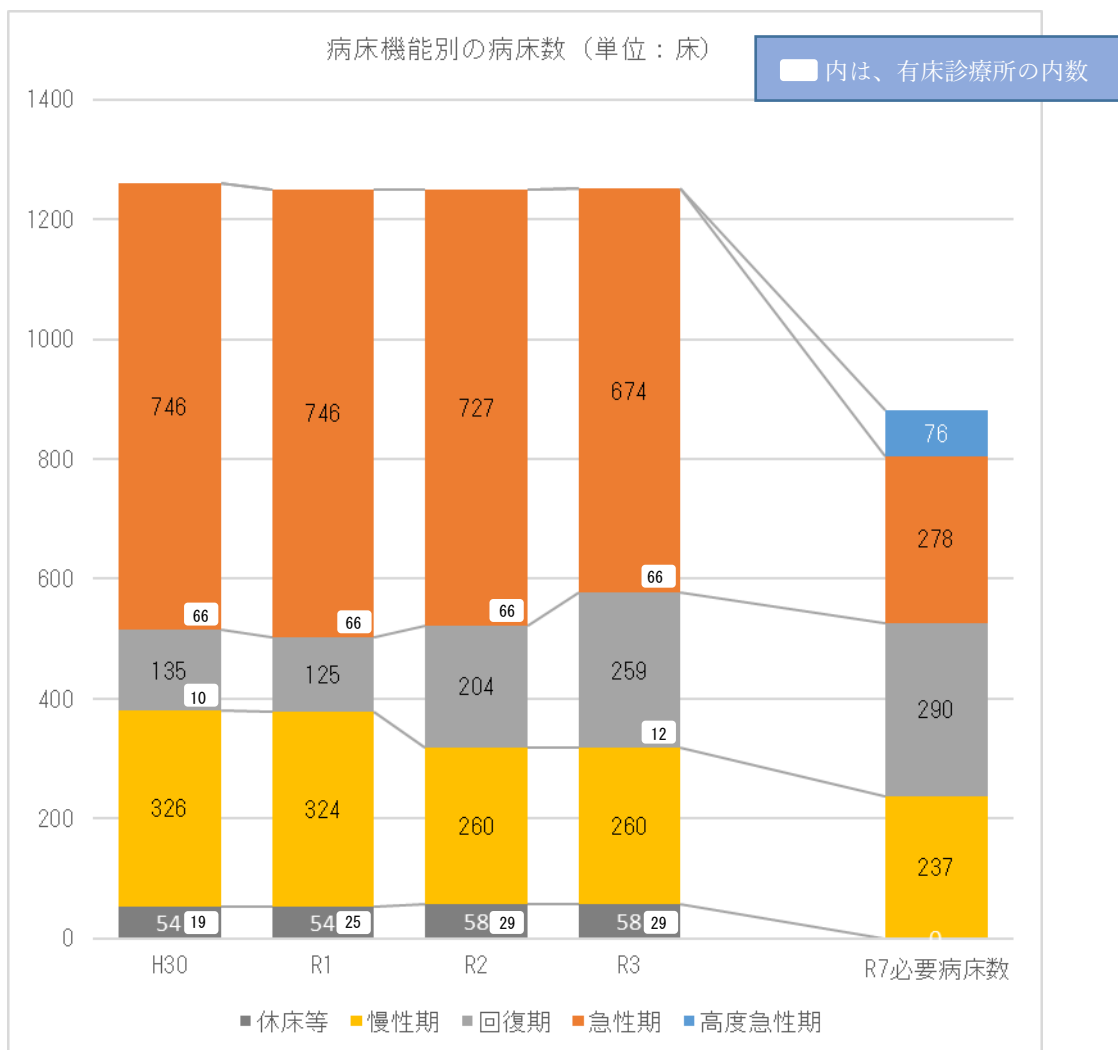
(4) 今後の進め方

時期	内容
8月2日	・第1回地域医療を守る懇談会において、方向性について協議 (会議終了後、該当する有床診療所に個別に説明する予定)
9月～10月	・有床診療所に対し、別添により具体的対応方針を照会し、結果について取りまとめ
11月	・第3回地域医療を守る懇談会において、有床診療所ごとの対応方針について協議

4 両磐構想区域の必要病床数と病床機能報告との比較

※R4年度の病床機能報告は未反映であること。

当区域においては、回復期の病床数が不足していたが、病床転換の進捗に伴い、平成30年度（135床）から令和3年度（259床）までは増加傾向にある。



○病床機能別の病床数（表中【 】内は有床診療所の内数）（単位：床）

病床機能	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	※R7(2025)必要病床数
高度急性期	0	0	0	0	76
急性期	746【66】	746【66】	727【66】	674【66】	278
回復期	135【10】	125	204	259【12】	290
慢性期	326	324	260	260	237
休床等	54【19】	54【25】	58【29】	58【29】	-
計	1,261【95】	1,249【91】	1,249【95】	1,251【107】	881

※ R7(2025)年度の必要病床数には、今回具体的対応方針を策定する有床診療所の必要病床数が含まれるもの。